

令和4年11月教育委員会定例会議事録

- 1 日時 令和4年11月8日（火）午後2時40分から
- 2 場所 桜島小学校 3階 少人数教室
- 3 出席 教育長（廣田隆延）
教育委員会委員（下古谷博司，山中秀志，笠井智佳，松嶋康博）
- 4 議場に出席した職員
教育次長（亀井正俊），教育委員会事務局参事（楠田謙治），参事兼教育総務課長（伊川歩），参事兼教育政策課長（小林佐織），学校教育課長（磯部仁），教育指導課長（西村佳代子），教育支援課長（津田由美子），文化振興課主幹兼生涯学習グループリーダー（小林直子），書記（木葉健介），書記（佐々木良）
- 5 報告事項
 - （1）鈴鹿市教育大綱及び個別計画「鈴鹿市教育振興基本計画」の策定について（教育総務課）
 - （2）鈴鹿市の長期欠席・不登校の現状と「ほっとルーム」について（教育支援課）
 - （3）「令和5年鈴鹿市二十歳のつどい」について（文化振興課）
- 6 その他
 - （1）令和4年12月教育委員会定例会の開催について（教育総務課）
- 7 傍聴人 2名

（教育長）皆様，こんにちは。定刻となりましたので，ただ今から令和4年11月教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録署名委員は，山中委員にお願いいたします。

なお，本日は桜島小学校での開催でございます。校長先生を始め，教職員の方々におかれましては，御協力ありがとうございます。また，学校運営協議会，PTAの関係者の方々におかれましては，お忙しいところ，傍聴いただき，ありがとうございます。どうぞ，よろしくお願いいたします。

それでは，報告事項1番目の，「鈴鹿市教育大綱及び個別計画「鈴鹿市教育振興基本計画」の策定について」をお願いいたします。

（参事兼教育総務課長）それでは，私からは報告事項の1点目『鈴鹿市教育大綱及び個別計画「鈴鹿市教育振興基本計画」の策定について』説明を申し上げます。本市では，鈴鹿市総合計画とは別に，施策の着実な推進を図るため，各部局においてそれぞれの分野における個別計画を策定しています。教育委員会事務局ではその中心となる個別計画が教育振興基本計画となっています。各個別計画はこれまで総合計画との整合を図るため，可能な限り計画期間を合わせるなど行っております。また，個別計画を策定するに当たり，本市では事前に策定方針を定め行政経営会議で承認の後，作業を進めることとしております。このたび，「鈴鹿市教育振興基本計画」が令和5年度をもって計画期間の終了年度を迎えることから，本日，策定方針（案）について，御報告をさせていただきます。

資料の1ページを御覧ください。この策定方針は、統一のひな型で項目を整理することとしております。「1 教育大綱・計画」については、(1)の「名称」から(6)「現行計画の課題、現行計画策定後の社会状況等の背景の変化について」までは現行計画について記載しております。「(3)現状・背景」には、国の教育振興基本計画の策定経緯、総合計画2023との整合と連動を図っていくこと、また、2014年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により「地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」と定められたことを受け、本市においても教育大綱を策定している旨を記載しています。(5)の「成果指標」については、教育大綱では7つの施策の基本的方向と総合計画2023の7つの単位施策は整合させており、令和5年度の目標値に対して、令和3年度の実績値を記載しています。「(6)現行計画の課題、現行計画策定後の社会状況等の背景の変化について」でございますが、国の教育振興基本計画を参酌し、総合計画2023との整合と連動を図り、本計画は策定されておりますが、次期計画においても学習指導要領の改訂など様々な制度改正及び社会情勢の変化を踏まえるとともに、本市の教育課題を的確に捉え策定していく必要があるとしています。また、教育振興基本計画の体系や構成については、教育大綱の位置づけも含めて他市の状況も参考に策定していくこととしております。

「2 新たな大綱・計画について」でございますが、(1)では総合計画の単位施策を記載しております。(2)策定根拠についてですが、教育大綱は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長が教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとし、策定義務となっております。教育振興基本計画は教育基本法に基づき、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌し教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとし、努力義務となっております。「(3)期間等」でございますが、令和6年度から令和9年度までの4年間とし、開始時期は令和6年4月となります。「(4)現行からの課題や「個別計画」の役割を踏まえ、改善すべき要素、新たに盛り込むことを検討すべき要素等」については、主に3点挙げており、次期総合計画と連動した成果指標の設定、法に基づき点検及び評価を行っているが、総合計画の進行管理との連動・整合を図り、効率的な運用の検討が必要であること、国では中央教育審議会へ諮問し、2040年以降の社会を念頭に、次期教育振興基本計画の策定を進めていることから、策定後の「第4期教育振興基本計画」を参酌していくことを記載しています。(5)は関連するその他の計画を記載しております。

「3 策定プロセスについて」ですが、「(1)作業時期」は令和4年度・5年度の2か年となります。「(2)作業体制」として、教育振興基本計画審議会、総合教育会議、庁内検討組織により作業を進めていく想定をしております。教育振興基本計画審議会については、市長が、教育大綱を定めるに当たり審議会に対し諮問を行う場合に開催を想定し、総合教育会議では教育大綱について協議を行っていただく予定としております。また、庁内検討組織として総合政策課及び教育委員会事務局各課と連携し、進めてまいります。「(3)スケジュール概要」は御覧のとおりであり、策定作業の一步目としまして、児童・生徒保護者アンケートを12月から令和5年4月までの間に実施・集計・分析を行っていく予定としております。その後は、総合計画の策定作業と歩調を合わせながら進めることとし、総合教育会議及び定例会に出席いただきます教育委員の皆様には、大綱及び計画案の提案の際にはよろしくお願いいたします。

(教育長)ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(下古谷委員) これから考えていくということですが、基本的に教育大綱というのは大筋というのはそんなに大きくは変わらないと思いますが、何か大きく変わる要素が分かっているのであれば教えていただければと思います。

(参事兼教育総務課長) 教育大綱につきましては、先ほど説明申し上げましたとおり首長、いわゆる市長が方向性を定めることとなりますので、今から市長と十分な協議をさせていただいて、我々の今までの点検・評価の報告をさせていただきながら、中心となる柱などを教育長からも教育に対する考えをお示ししながら素案を提案させていただくということになるかと思います。今の時点で、私の方から柱が大きく変わるという想定までは言えない状況ではございますが、これまで8年間の間に大きく変わった要素もあれば、引き続き力を入れていく部分もあろうかと思います。そういったところを念頭に策定作業を進めていきたいと思います。

(下古谷委員) もう1点よろしいでしょうか。個人的に惹かれたというか、3ページのところで、真ん中ぐらいに、「国では中央教育審議会へ諮問し、2040年以降の社会」とありますが、今から20年以上先を見据えて踏み込んでいきたいと思いますということになっているのですが、なかなか先を見るとというのは、特にここに書いているようなデジタルトランスフォーメーションなどは、この20年の間にかなり進歩するなと個人的には思っています。ですので、なかなか読みが難しいのかなという気がしています。それも含めて基本計画に入れるのか大綱の方に入ってくるのかその辺も含めて是非考えていただければと思います。

(教育長) なかなか変化が激しい時代ですので。ほかどうでしょうか。

(笠井委員) 下古谷委員と類似する質問が2点ありまして、まず1点が、1の(5)の教育大綱、これから次の4年間も同じ柱でいくかどうかは御検討されるということなのですが、令和5年度の目標値、令和3年度の実績値というのを数値の比較もここに出していただいていますので、目標が達成できつつあるもの、なかなか達成できてないものというのがある程度数値化されると思うのです。ある程度実績が出たものよりも出てないものに恐らく力を入れていくことになるのかなと思うのですが、今現時点で1から7の中でさらにここに力を入れていった方がいいなということで提案しようと思われる項目がありましたら教えていただければと思います。もう1つが、先ほど下古谷委員も言われましたように2040年以降の社会のことを考えながら次の案を出すということで、鈴鹿市の教育大綱についての議論がこれから更に行われると思うのですが、全国的に他の自治体で計画の見直しがどんどんなされているのか、この2点をお教えいただければと思います。

(参事兼教育総務課長) まず1点目の1の(5)の成果指標で教育大綱と総合計画の対となっている部分、成果指標と実績値をこういった形でお示ししているのですが、この点を当然引き続き力を入れていく部分と新たな要素という部分があるかと思いますが、今現時点でも7つの施策の方向をどの程度、今から見直すのかとか新たな要素を入れるのかは、申し訳ございませんが、今現時点では白紙の状態と言ってもいいのかなと思いますので、教育委員会として各部局が取り組んでいる重点項目とか今後を見据えた取組とかそういったものを洗い出しながら作業を進めて固めて行きたいなと思います。また、2040年以降の国が示しているような考え方につきましては、第3期の国の教育振興基本計画では2030年以降を見据えた社会を取り上げておりますので、

今回、国もこの令和4年度末で第4期の教育振興基本計画が策定される予定の中にこういった2040年以降を見据える考えが諮問の中でもうたわれておりましたので、当然、示された計画、また、県の同じような教育振興基本計画等々を参考にしていこうというのはあるかと思いますが、また、総合計画の策定の中で全て内部での協議の段階ですが、カーボンニュートラルであったりとかSDGsであったりとか新たなキーワードで見据えた形で総合計画の策定作業も進めようとしておりますので、新たな要素も教育分野においても取り入れられる部分については積極的に取り入れると、恐らくそういう形になるかと思いますが、具体的な内容については今の時点ではお示しできないのかなとそのような状況です。また、他市の状況につきましては、各自治体で自治体の基本となる総合計画を持っている中で、教育振興基本計画であったり教育大綱を策定している自治体も当然ありますし、大綱自体は首長の示す部分ですので総合計画の中に吸収させて整理している団体もあります。また、策定年度が若干違うところが各自治体もありますので、国の教育振興基本計画の策定年度を見据えて改訂するなり新たに策定するという取組をされる自治体が増えてくると思うのですが、恐らくですが、まだ、他市の状況を詳細に確認は取れていませんが、基本的には国、県の基本計画を参考にしたベースになるのかなと思います。そこに市長の考えとして独自の教育施策が入ってくるというところかと思いますが、作業においても他市の状況も参考にしていきたいと思います。

(山中委員) 令和4年12月から児童・保護者向けのアンケートが実施されるということなのですが、このコロナ禍で3年、さらに先行きの見通しが立たない中で、子どもたちや家庭環境、今までの中でなかなか想定できなかったような環境の変化というものが出てきていると思うのですが、そういった部分で子どもたちの心的な変化という部分に相当影響しているのではないかと思います。そういった部分を読み取っていくという丁寧なアンケート調査というのか、そういった部分が大事になってくるのではないかなと思うのです。それを基に新たなものが組み立てられていくということですから、ここに書かれているように「先行き不透明で将来の予測が困難な未来」というのは正にそのとおりだと思います。ただ、今現在、コロナ禍にある子どもたちの状況、子どもたちを取り巻く環境、そういった部分は十分に把握していく必要があると思いますし、以前の子どもたちとの変化というものも見えていく必要があると思います。そういった部分を丁寧に見ていただけないかなと思います。よろしくお願いいたします。

(松島委員) 今、山中委員がおっしゃられたことと重なるかと思うのですが、正にこの計画の期間が4年間で、令和6年度から令和9年度というその4年という、いわゆる1年という単位ではなくて4年間の計画という中において、コロナによる児童生徒、そして父兄も保護者も含めたいろんな変化であるとか社会を取り巻く環境の変化というものを鑑みたときに、計画というものが定められたところから4年間固定的に遂行していくというところに、もしかすると途中でクエスチョンマークがつくことがあるのではないかなというふうに感じます。ですので、効率的な運用の検討が必要と書かれているのですが、そこにもう1つ、効率的だけではなく、効果的な計画の運用、見直しといったような項目を、その「主な構成」の第1章から第5章までの中において、効果的な計画の見直し、また推進というところで、取り巻く環境の変化等々踏まえた中で計画自体を固定化させることなく柔軟に計画を対応していくような、そういうところも考えていく余地はあるのかなというふうに感じます。その辺りもしお考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

(参事兼教育総務課長) まず、総合計画の方の成果指標の進行管理では、8年間若しくは4年間の前期・後期基本計画の中で指標の設定、指標の目標値を固定しているというのが今の総合計画の運用の仕方をしております。これがある意味、固定をすることによって良い面もあれば、やはり時代の流れに柔軟にフレキシブルに対応していく方が市民に対して説明しやすいとか御意見いただく場合もあります。今現在、新たな総合計画は8年間ということになりますので、その前期・後期という形になりますので、今現在は、固定をしていくのか柔軟に対応していくのかということについてはまだ答えが出ておりません。教育振興基本計画の場合は、これまでに総合計画では固定しておりましたがけれども教育振興基本計画の点検・評価の中で御意見をいただく中では目標値を修正したり、一部完了した部分については新たな目標設定、指標設定したと、そういう柔軟な対応もしてきております。ただ、同様の計画で対になっておる要素で片や変動させる、片や固定するということで、同じ部局でも総合計画と教育振興基本計画においての対外的な説明責任というのが矛盾のないようにしていく必要があるのかなという、そういった課題もあるのかなというのがありますので、出来る限り整合を図ることであったりとか、もう少し効率的、松蔦委員のおっしゃる効果的という視点をもう少し具体的にどういった形で加えていけばいいのかなというのも今後検討していきたいなという、そのような今の段階かなと思っております。

(松蔦委員) やはり、子どもたちを取り巻く環境というのはここ近年もそうですが、大きく変化をしている中でありますので、これから先の4年間、8年間の中でも今まで以上にもしかしたらそういった変化が訪れる可能性があると思いますので、そういったところを踏まえながら検討いただければと思います。

(教育長) よろしいでしょうか。それでは次の報告事項に移りたいと思います。報告事項2番目の「鈴鹿市の長期欠席・不登校の現状と「ほっとルーム」について」をお願いいたします。

(教育支援課長) 私からは、報告事項2点目の「鈴鹿市の長期欠席・不登校の現状と「ほっとルーム」について」について説明させていただきます。資料の5ページを御覧ください。令和3年度、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」が10月末に公表されましたので、鈴鹿市の現状と10月に設置されました「ほっとルーム」について報告いたします。文部科学省の調査におきましては、令和2年度から欠席日数に加えて、出席停止や忌引き等の日数の合計が30日以上の子児童生徒について調査されるようになりました。出席停止には、これまでのインフルエンザなどの流行性の疾患やコロナウイルスの感染者や濃厚接触者も含まれております。また、新型コロナウイルスについては、感染者や濃厚接触者を除く感染回避を理由とするものも含まれておりますことから、その人数についても引き続き調査されております。令和3年度の結果でございますが、長期欠席児童生徒数は41万3,750人、令和2年度は28万7,747人で約12万6,000人増になっております。長期欠席児童生徒数のうち、不登校児童生徒数は24万4,940人、令和2年度19万6,127人で約4万9,000人増となっており、いずれも過去最高の人数となっております。

次のページを御覧ください。長期欠席の割合の推移でございますが、令和3年度も市、国、県ともに増加いたしました。鈴鹿市につきましては、国に比べて約0.3%、三重県に比べると0.7%ほど高くなっておりますが、増加率は抑えられております。その下が、小学校における長期欠席の推移でございます。国と比べて0.5%、三重県

と比べると約 0.8%高くなっております。

次のページを御覧ください。こちらは中学校の長期欠席の推移でございます。国とはほぼ同じ割合ですが、三重県と比べますと 0.66%高くなっております。しかしながら、小中学校ともに、増加率は国や県に比べて、抑えられており、特に中学校の増加率はかなり抑えられております。次に、長期欠席児童生徒数のうちの、不登校児童生徒数の推移でございますが、総合教育会議でもお伝えいたしましたとおり、鈴鹿市につきましては、令和 2 年度までは減少傾向でございました。しかしながら、令和 3 年度は 2.28%と昨年度に比べ約 1%増加いたしました。国や県につきましては 0.5%ほどの増加が見られております。

次のページを御覧ください。上が小学校、下が中学校となっております。鈴鹿市の小学校につきましては 0.7%、中学校につきましては 1.55%、令和 2 年度に比べ増加しております。国や県と比較いたしますと、鈴鹿市が小学校では 0.4%程度、中学校については 0.6%程度増加した割合が高くなっております。このように増加の割合が、国や県よりも高くなっている理由につきましては、積極的に不登校として認知し、より適切な支援につなげるため、欠席種別を精査したことによるものと考えられます。

次のページを御覧ください。長期欠席及び不登校児童生徒の増加につきましては、やはりコロナ禍により、少しの体調不良でも休ませる家庭が増加したこと、行事の縮小・中止などによるストレスなどが影響したと考えております。これは文部科学省の分析とも一致しておりまして、新型コロナウイルス感染症によって学校や家庭における生活や環境が大きく変化し、子どもたちの行動等にも大きな影響を与えていることがうかがわれ、不安や悩みが相談できない、不安や悩みが従来とは異なる形で現れる、1人で抱え込んでしまうといった影響が出ていると考えられております。そのため、周囲の大人たちが子どもの SOS を敏感に受け止め、組織的に対応することや、外部の関係機関等に適切につなげて対処していくことが求められております。これまで、鈴鹿市では、中学校において、各校の不登校担当者が中心となり、組織的な対応がなされてきました。定期的な支援会議の開催に加え、平成 28 年度から配置されております「不登校対策教育支援員」による支援や、教育支援課に配置されている「不登校支援アドバイザー」の積極的な活用、専門的な知識を持ったスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、生徒理解をしっかりと行い、どのような支援が必要か、話し合われてきました。また、全ての中学校に「校内適応指導教室」が設置されており、様々な特性、不安を抱える生徒の「居場所づくり」が行われ、校内に受け皿を作って支援を行ってきました。このような取組の結果、欠席理由の精査を行った令和 3 年度の調査でも、国と比べて 1.05%、全国平均を下回る三重県に比べても 0.57%も下回る結果となっており一定の成果を得ておりますことから、小学校にも広げていくために「ほっとルーム」を設置いたしました。

令和 3 年度の調査結果を受け、文部科学省も今後の対策として、4 点掲げております。1 つ目は、個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援。2 つ目はスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携による教育相談体制の充実。3 つ目に未然防止と早期発見、早期対応の取組。4 つ目として家庭・地域社会等の理解による地域ぐるみの取組です。「ほっとルーム」の設置については、3 つ目の未然防止と早期発見・早期対応の取組の 1 つであり、今年度 10 月から小学校 3 校に校内適応教室「ほっとルーム」を設置し、取組を始めていただいているところでございます。3 つの小学校は、白子中学校区の桜島小学校を始め、神戸中学校区の河曲小学校、創徳中学校区の牧田小学校でございます。

ほっとルームについて、詳しく説明させていただきます。ほっとルームには、教員免許を所有しているほっとルーム指導員を、週 6 時間配置しており、不登校傾向児童

の実態に合わせて、各校の時間割に位置づけております。ほっとルームを置く部屋については、人の目を気にせず出入りができる場所、もしくはほっとルームを利用する児童が活用しやすい場所に設置しております。

設置校では、ほっとルームを利用する児童にとって落ち着ける、居心地のいい空間になるよう環境整備を行っております。資料 10 ページには、牧田小学校のほっとルームの写真を載せてあります。牧田小学校のほっとルームは教室と同じ広さですので、パーティションなどを使って、学習スペースとくつろげるスペースを分けています。パーティションがあることで、複数の児童がほっとルームを利用するときには、個別に学習できるように空間を仕切ることができます。くつろぎのスペースには、ソファを置いたり、植物を置いたりしています。また、ロッカーに名前を貼ってかばんを置く場所を決めたり、プリント等を入れられる籠も一人一人に用意したりする等、利用する児童がほっとルームを自分の居場所だと感じられる工夫をしています。ほっとルームには、児童の実態に合わせて学習プリント等を準備していますが、学習させることだけを目的とするのではなく、人とのやり取りができるツール（ボードゲームやカードゲーム）を置いて、コミュニケーションをとるきっかけづくりも大切にしています。ほっとルームを利用できる児童については、原則としてスクールカウンセラーや相談機関のアセスメントによって、別室対応が必要と判断されており、本人と保護者の同意が得られている児童としました。場合によっては、すずっこファイル（支援ファイル）を作成している児童も入ります。この原則は、中学校の校内適応指導教室を利用している生徒を参考にしております。教室に入りづらい児童や登校しづらくなった児童は、往々にして自分に自信が持てなかったり、コミュニケーションの取り方に課題があったりして集団の中に入りづらくなっていることが多いです。ですから、ほっとルームは、まず利用する児童が安全・安心な居場所として感じられるように、児童に「ほっとルームならいけるかな」と思ってもらえるような環境づくりを目指しています。

もちろん空間だけでなく、ほっとルーム指導員を始めとして、児童に関わる教員との信頼関係の構築も大切にします。また、ほっとルームでは児童が自分のペースで自らの行動を自己決定し、自らの意思で取組を進められることを大切にします。自分で決めたことをやり遂げた満足感は、小さな成功体験として積み重ねられ、自分の自信につながっていくと考えます。そして、うまくいかなかったときには、自分のペースで「次はどうしたらいいかな」などと考えることができ、次へのステップにすることができます。このような経験を重ねて、児童が自らの進路について考えたり、将来的には社会的に自立することにつながったりすると考えます。

以上のようなほっとルームの在り方については、鈴鹿市の適応指導教室「けやき・さつき教室」のスタッフ3名が、ほっとルーム設置校3校を訪問し、指導・助言に当たっており、10月の1か月で、1校につき3～4回訪問しております。

今後の課題についてでございますが、ほっとルーム設置校の全教職員に、ほっとルームに対する理解・共通認識を持っていただき、全職員でほっとルームの運営に関わっていただくことでございます。資料の 11 ページは、河曲小学校における職員会議の資料です。校内の不登校担当者が、ほっとルームについて職員の共通理解を得るために作成し、職員会議で提案したものでございます。教育委員会といたしましては、不登校の未然防止と早期発見・早期対応を効果的に行うため、週6時間のほっとルーム指導員の役割を明確にし、ほっとルームを利用する児童の担任とほっとルーム指導員とをつなぐ職員（特別支援教育コーディネーター）を置くなど、組織的な対応を構築していただくよう働きかけています。また、ほっとルームを利用する児童の情報共有につきましては、クロームブックを活用して「児童生徒理解・支援シート」に情報

を蓄積し、全職員がいつでも書き込んだり、確認したりできるように取組を進めております。今後も、ほっとルーム設置校3校の支援を継続し、検証を進めてまいりたいと考えております。以上で報告とさせていただきます。

(教育長) 大変丁寧に報告いただきましてありがとうございました。中学校が適応指導教室を活用して成果が出ているということがあって、小学校はなかなか教員数など難しい面もあるが、何かツールを持って対応しないといけないということで、これから予算取り等していくのですが、そのような中で御質問、御意見がございましたら伺いしたいと思います。

(笠井委員) 2点伺いしたいと思います。1点目は、まだ運用を開始して1か月だと思いますが、実際、それぞれの学校で何名ずつくらい受入れをされたのかというのが1点目。2点目が、10ページの「今後の対策」の3つ目の「未然防止と早期発見・早期対応」にほっとルームを使用しようということを書いていただいていると思うのですが、実際、不登校になってしまった子を学校にというのはなかなか大変なので、その前に兆候を捉えてということになると思うのですが、具体的なアプローチですね、例えばどういう兆候が見られたらほっとルームへの導入に向けて保護者も含めて話し合ったらいいのかとか目に見える兆候とかどの段階でアプローチするのかなという運用がわかりましたらと、それが2点目の質問です。

(教育支援課長) この1か月の受入れなのですが、桜島小学校は後で説明があると思いますが、牧田小学校では使用した子どもの人数は3名と聞いております。ただ、修学旅行や社会見学に行きたいという思いがあって、10月の初めにずっとほっとルームを活用していたのですが、修学旅行に行ったら疲れてしまって10月の後半は来てないのということですと言われています。それが牧田小学校です。それから河曲小学校は基本的に2名の高学年の女子が使っているのですが、スクールライフサポーターさんとすごく繋がりがある子がいるので、その子がスクールライフサポーターさんと一緒に登校してきてその部屋を使ってということで、使っているのが2名いらっしゃいます。低学年の子どもたちはなかなかほっとルームに入りづらい子がいるので保健室で対応しているという状況です。それからほっとルームに入ってもらいたいという子どもたちの兆候なのですが、学校によって違うのですが、牧田小学校や河曲小学校で話をしてきたときには、学校にはなんとか足が運べるのだけれども教室に入りづらくなっている子が一番のターゲットになると思います。ほかの部屋、いっぱい人がいないところだったらなんとか入ることができる子であればほっとルームに誘うということを考えています。やはり低学年よりも高学年の子で集団が苦手という子どもがほっとルームに対応する子どもになるかなということで、牧田小学校や河曲小学校とはそのような話をさせていただいております。

(松島委員) ほっとルームとは少し違うお話なのですが、ちょうどニュースで不登校、長期欠席のことがやっておりまして、その中で結構衝撃的なことが言われていたのですが、ドライブスルー登校みたいな形で親御さんが車に乗せて門のところで生徒児童の顔を窓から先生に見せたら登校扱いにするという、そういうことも実態としては全国で出席扱いとしている、そんなことが言われておりまして実際にそういったカウントの仕方というのは各校というか市単位で異なっているのか、その辺りをお伺いしたいのですが。

(教育支援課長) 児童生徒を出席扱いにするということに関しては各校の校長先生の裁量になっています。ただ、鈴鹿市の中でドライブスルーみたいになんて顔を見せただけで出席にするとかそういうふうになっているというのは聞いていなくて、やはり一旦学校に来て、教室ではなくても別室でもいいから入って1時間なり過ごすということがまず第1段階ですので、鈴鹿市ではそういうふうになっていると聞いています。

(松嶋委員) 安心しました。心情的にはよく分かるのです。例えば、校長先生なり学校の先生の心情からするとそこまでもしてちょこっとでも顔を見せてくれたという心情的にはそれで出席扱いにしてあげたいというのは重々よくわかるのですが、でもそれだと問題が見えなくなってしまうということになってしまうので、そういったところのメリハリというのはちゃんとされているということで安心しました。

(下古谷委員) 7ページのところで、御説明いただいた不登校の割合の推移というところで鈴鹿市はこれまで減少傾向にあったが、R2年から3年度のところで増加傾向に転じた、認知の仕方が少し改まったので増加傾向になりましたというので、前と後の認知の仕方の方法というのはどう変わったのかというのを教えていただければと思います。

(教育支援課長) 数の数え方の精査なのですが、それまではおなかが痛いということで休んでいた子を病気としてカウントをしていたのですが、お腹が痛いという欠席が続いた時に、それは病気ではなく何か原因があるのではないかとということで話をさせてもらうとか、お家の都合で休んでいたということもしっかりお家の方と話をさせてもらうことで、実は学校に行きたくないと言っているのですというようなお家の方と話をすることによって、やはり家の都合ではなくて不登校なのだと一人一人としっかり学校が対話していただいて、それをこちらに上げていただくというのに時間を掛けて数を把握しましたのでそういうふうになりました。

(下古谷委員) 早期発見というところで、原因が分かってそれを潰していくということは本当に大事なことだと思うので、非常にいいと思います。

(教育長) 一時期不登校を減らそうということを余りにも言い過ぎて、長期欠席というのは全てが含まれていますので欠席が出てくるのですが、担任からすると自分のクラスから不登校を出したくないなという意識が働いて、これは病気その他という不登校というところから逃れようという意識が多分にあったのではないかなど。教育委員会側からのプレッシャーというのがあって、そうではなくて本来の姿を出さないといけないということで精査していただいたということです。

(教育長) そのほかどうでしょうか。よろしいでしょうか。それでは御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項3番目の「令和5年鈴鹿市二十歳のつどい」についてをお願いします。

(文化振興課主幹兼生涯学習グループリーダー) それでは、私からは報告事項の3番目「令和5年鈴鹿市二十歳のつどい」につきまして、御説明申し上げます。12ページを御覧ください。民法改正により、令和4年4月より成年年齢が18歳に引き下がることになりましたが、本市では20歳の方を対象にし、名前を成人式から二十歳のつどいに名称を変更いたしました。開催日時でございますが、令和5年1月8日(日)

午後1時受付開始、2時に式典を開始し3時に終了予定でございます。開催場所は今年度からAGF鈴鹿体育館で開催させていただきます。次に対象者でございますが、9月30日現在で、男性1,051人、女性1,082人の合計2,133人でございます。なお、昨年は鈴鹿サーキットにて開催し対象者2,133人に対しまして参加者数は1,574人と対象者の73.8%の方が参加されました。令和5年鈴鹿市二十歳のつどいも同様な参加者を見込んでおり、1階席には椅子席を500席セッティングし、2階席にはスタンド席1,150席を使用する予定でございますので、十分な座席を確保しております。対象者の方への周知につきましては、令和4年11月1日現在で鈴鹿市に住民登録をされている方へ12月上旬に案内通知を送付の予定でございます。住民票が本市になく鈴鹿市二十歳のつどいへの参加を希望される方につきましては、文化振興課まで連絡いただければ、案内状を送付させていただきます。二十歳のつどい当日は、案内状を持参いただき、お持ちでない方につきましては、当日、受付で記帳をしていただく予定でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。また、二十歳のつどい実行委員は、女性2名、男性6名の計8名が公募により集まり、6月から既に6回の実行委員会を重ね、テーマやイベント内容を検討してきたところでございます。令和5年二十歳のつどいに当たってのテーマは「鈴冠ノ儀〜ユメニカケル〜」でございます。テーマには、成人となる儀式である加冠の儀を鈴鹿で行おうという思いが込められています。私ども、文化振興課としましても、実行委員の思いが実現できるよう、連携を取って、本番当日まで支援してまいります。御臨席いただく来賓の方々の範囲はコロナ禍ではありますが、ワクチン接種の進捗も鑑みながら昨年を参考に現在、調整中でございます。なお、教育委員の皆様には、改めて御案内をさせていただきますので、是非、御臨席を賜り、二十歳の門出をお祝いいただきますようお願いを申し上げます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(笠井委員) 13ページの二十歳のつどいが中止となった場合の対応というのがコメントで入れていただいているのですが、どういう状況の時に中止と判断されると想定されるのでしょうか。

(文化振興課主幹兼生涯学習グループリーダー) 中止となった場合ですが、大雪警報等がもし出た場合など中止となる場合があります。コロナ禍ですが今の状況では進めて行くつもりではあるのですが、また1月に掛けて第8波が広がってくるようであればまたその時に考えさせていただくかと思います。もしも中止になった場合の方法として書かせていただいております。

(下古谷委員) 今のに少し関連するのですが、今、見込みでは1,500人から1,600人くらい見えるということで1階が500の2階が1,150というところで、特にコロナだからというふうな形で、例えば一つ空けて座らせるというようなことはお考えではないということよろしいでしょうか。

(文化振興課主幹兼生涯学習グループリーダー) 今のところ一つ空けで席を確保しなくてもいいと体育館の方から言われておりますので、そのようなことは今は想定はしておりません。

(下古谷委員) そうすると現在の第8波ではないですが、もしひどい状況になっていっ

て一つ空けなければならないというような環境にもしなったら、その時は中止ということでしょうか。これだけの人数を一人空けると多分足りない。

(文化振興課主幹兼生涯学習グループリーダー) 結果的に無理が出てきた場合であれば、中止という方向も考えないといけないかと思います。

(下古谷委員) できるだけ開催できる方向に行けたらなという気がしております。

(教育長) よろしいでしょうか。それでは、その他事項に移ります。「12 月教育委員会定例会の開催について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) 12 月定例会でございますが、令和 4 年 12 月 19 日(月) 午後 2 時から鈴鹿市役所 11 階教育委員会室において、開催したいと存じます。

(教育長) ただ今の提案に、御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議ないようですので、12 月教育委員会定例会を令和 4 年 12 月 19 日(月) 午後 2 時から鈴鹿市役所 11 階教育委員会室において、開催することにいたします。

それでは、以上をもちまして令和 4 年 11 月教育委員会定例会を終了いたします。
ありがとうございました。

11 月教育委員会定例会終了 午後 3 時 32 分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長 廣田 隆延

委 員 山中 秀志